

鳴門教育大学遠隔教育プログラム推進室規程

平成25年 3月13日

規程第 9 号

改正 平成26年 3月24日規程第24号

平成29年 3月 8日規程第46号

平成31年 3月13日規程第52号

令和 8年 3月11日規程第25号

(設置)

第1条 鳴門教育大学大学院学校教育研究科において、現職教員等を対象としたインターネットを用いた遠隔教育による大学院プログラム(以下「遠隔教育プログラム」という。)の円滑な教育支援等を行うため、鳴門教育大学教育研究組織規則(平成20年規則第2号)第14条の規定に基づき鳴門教育大学遠隔教育プログラム推進室(以下「推進室」という。)を置く。

(目的)

第2条 推進室は、遠隔教育プログラムの円滑な実施・運営等を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 推進室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 遠隔教育プログラムを受講する学生に対する修学指導等に関すること。
- (2) 遠隔教育プログラムに関する教育内容及び教材開発に関すること。
- (3) 遠隔教育プログラムに関する施設設備に関すること。
- (4) 遠隔教育プログラムに関する広報活動に関すること。
- (5) その他遠隔教育プログラムに関すること。

(組織等)

第4条 推進室に、次に掲げる職員を置く。

- (1) 鳴門教育大学遠隔教育プログラム推進室長(以下「推進室長」という。)
- (2) 鳴門教育大学遠隔教育プログラム主任メンター(以下「主任メンター」という。)
- (3) 鳴門教育大学遠隔教育プログラムメンター(以下「メンター」という。)
- (4) 学長が必要と認めた者

2 推進室長は、遠隔教育に関する知識を有する本学の専任教員のうちから学長が指名する者をもって充てる。

3 主任メンター及びメンターは、大学院における修学指導及び遠隔教育に関する知識を有する者をもって充てる。

(任期)

第5条 推進室長及び学長が必要と認めた者の任期は、それぞれ2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

2 メンターの任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第6条 推進室長は、推進室の業務を統括する。

2 主任メンター及びメンターは、修学指導に関する業務を処理する。

(推進室会議)

第7条 推進室に、第3条に掲げる事項を協議するため、推進室会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、第4条に規定する職員をもって構成する。

3 推進室長は、会議を招集し、その議長となる。

4 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ意見を述べさせることができる。

(事務)

第8条 推進室の事務は、学生支援部教務課において処理する。

(細則)

第9条 この規程に定めるもののほか、推進室の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。